

16 防災第111号

平成17年3月25日



小郡三井医師会

会長 丸山 泉 殿

久留米市防災会議 会長

久留米市長 江藤 守國



久留米市防災会議幹事のご推薦について (お願い)

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本市防災行政に格別のご配慮を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、久留米市におきましては、災害対策基本法の規定により、地域防災計画の作成及びその推進のため「久留米市防災会議」を開催しております。

つきましては、貴医師会より防災計画における応急医療救護等について、ご教示を願うため、防災会議幹事のご推薦をいただきますようお願い申し上げます。

問合わせ先 久留米市役所 建設部防災対策室

担当：岡部・大宝

TEL 0942-30-9074



久留米市防災会議幹事推薦書

ふりがな 氏 名	
役 職	

上記のとおり推薦します。

平成17年 月 日

推薦機関

小郡三井医師会

○久留米市防災会議条例

昭和 38 年 4 月 1 日
久留米市条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、久留米市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(平 12 条例 8・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 久留米市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長および消防団長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 市議会議員のうちから市長が任命する者および議会事務局長
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、45 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭 39 条例 44・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議の専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共

機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事47人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。